

25長寿第38748号
平成25年10月24日

軽費老人ホーム設置者 様

香川県健康福祉部長寿社会対策課長
(公 印 省 略)

軽費老人ホームにおける事故発生時の報告マニュアルの改正に
ついて (通知)

日ごろ、高齢者福祉行政にご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、軽費老人ホームがサービス提供時に発生した事故について、平成20年8月14日付けで「軽費老人ホームにおける事故発生時の報告マニュアル」(以下「マニュアル」という)に基づき、報告をお願いしてきたところです。

今回、マニュアルについて、事故報告を行う範囲を明確にするとともに、速やかに報告できるよう第1報と第2報に分けて報告することとしたほか、報告様式について、必要な事項を詳細に記載できるようするなど、マニュアル及び事故報告様式を改正しましたのでお知らせします。

つきましては、マニュアルを参照の上、平成25年11月1日以降に発生した事故からは、改正後のマニュアル及び様式により報告を行うようお願いいたします。

【問い合わせ先】

香川県健康福祉部長寿社会対策課
施設サービスグループ
TEL 087-832-3268